閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時:令和2年3月31日(火) 8:26~8:46

開催場所:総理大臣官邸閣議室

出席者:安倍晋三内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣(副総理, 財務大臣, 内閣府特命担当大臣)

高 市 早 苗 国務大臣(総務大臣, 内閣府特命担当大臣)

森 まさこ 国務大臣(法務大臣)

茂 木 敏 充 国務大臣(外務大臣)

萩生田 光 一 国務大臣(文部科学大臣)

加 藤 勝 信 国務大臣(厚生労働大臣)

江 藤 拓 国務大臣(農林水産大臣)

梶 山 弘 志 国務大臣(経済産業大臣,内閣府特命担当大臣)

赤 羽 一 嘉 国務大臣(国土交通大臣)

小 泉 進次郎 国務大臣(環境大臣, 内閣府特命担当大臣)

河 野 太 郎 国務大臣(防衛大臣)

菅 義 偉 国務大臣(内閣官房長官)

田 中 和 德 国務大臣(復興大臣)

武 田 良 太 国務大臣(国家公安委員会委員長, 内閣府特命担当大臣)

衛 藤 晟 一 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

竹 本 直 一 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

西 村 康 稔 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

北 村 誠 吾 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

橋 本 聖 子 国務大臣(東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣)

陪席者:西村明宏内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件:別添案件表のとおり。

○一般案件 12件

○国会提出案件 11件

○公布(法律) 5件

○政令 5件

○人事 1件

○報告 1件

○配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容:

- ○菅国務大臣: ただ今から、閣議を開催いたします。 まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。
- ○岡田内閣官房副長官:一般案件等について、申し上げます。まず、「死因究明等の推進に関する業務の基本方針」及び「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務の基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件は、死因究明等の推進に関する企画・立案、総合調整を行う業務を厚生労働省が、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する企画・立案、総合調整を行う業務を農林水産省がそれぞれ取り組むに当たり、基本方針を定めるものであります。

次に、「中心市街地活性化基本方針」、「地域再生基本方針」及び「総合特別区域 基本方針」の一部変更について、それぞれ御決定をお願いいたします。「中心市街地 活性化基本方針」は、「中心市街地活性化促進プログラム」に基づく重点的な取組に ついて、政府が積極的に支援する旨を記載する等の変更を行うものであり、「地域再 生基本方針」及び「総合特別区域基本方針」は、令和2年度税制改正に伴い、特区 に係る税制特例措置の適用期間を2年延長する等、所要の変更を行うものでありま す。

次に、「消費者基本計画」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、衛藤大臣から御発言があります。

次に、「令和2年度予算執行に関する手続等」について、御決定をお願いいたします。本件は、27日に成立した「令和2年度予算」の執行に関し、会計法に基づき、必要な事項を定めるものであります。

次に、「食料・農業・農村基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。 本件は、食料・農業・農村基本法に基づき、基本計画を変更するものであり、決定 の上は、国会へ報告するものであります。本件につきましては、後程、農林水産大 臣から御発言があります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の一部返還等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づき、沖縄県中頭郡の「キャンプ瑞慶覧」の一部土地が返還されるもの等、計4件であります。

次に、「テロリスト等に対する資産凍結措置」について、御了解をお願いいたします。本件は、国連安保理決議に従い、外国為替及び外国貿易法に基づいて講じている資産凍結等の措置について、新たに3団体を、同措置の対象に追加し、1個人を、同措置の対象から除外するものであります。

次に、「平成31年及び令和元年防衛省と民間企業との間の人事交流」に関する報告を国会に提出することについて、御決定をお願いいたします。本件は、官民人事交流法に基づき、同年における防衛省から民間企業への派遣が0人、民間企業から防衛省への採用が4人実施されたことを国会に報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書10件について、お手元の資料のとおり、御決

定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「在外公館名称位置給与 法の一部改正法」外3件が、27日の参議院本会議において、可決成立したもので あります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年5月1日と定めるものであり、「資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、暗号資産交換業者に関する規制の整備等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、在外公館名称位置給与法の一部改正法の関係政令2件について、申し上げます。「外務省組織令の一部を改正する政令」は、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の国名表記が北マケドニアに変更されることに伴う規定の整理を行うものであり、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、最近における為替相場等の事情を勘案して在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等の改定を行うものであります。

次に、「土地基本法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、同改正法の施行に伴い、地籍調査に関する都道府県計画等の記載事項に、効率的な調査 方法の導入に関する事項を追加する等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。中溝高好外117名の叙位又は叙勲等 について、御決定をお願いいたします。

次に、「官民人事交流」に関する報告があります。本件は、官民人事交流法に基づき、人事院から国会及び内閣に対して報告されたものであり、令和元年中の国の機関から民間企業への新規派遣が14府省40人、民間企業から国の機関への新規採用が22府省246人実施されたことが記述されております。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をミャンマーとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「鉄道整備計画」外1件に、約479億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件といたしまして、年度内に公布を要する法律の公布について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該法律の成立を条件に、御決定をお願いするもので、その成立まで不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。「国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正法」は、本日の参議院本会議において、可決成立する予定であります。

- ○菅国務大臣:次に,大臣発言がございます。まず,衛藤晟一大臣。
- ○衛藤国務大臣:消費者基本計画及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の 決定について、順に申し上げます。

まず、消費者基本計画について申し上げます。これは、消費者基本法に基づき、 政府が長期的に講ずべき消費者政策の大綱として、令和2年度からの5年間を対象 期間とする「消費者基本計画」を決定するもので、先に開催された消費者政策会議 で御審議をいただいたものです。

消費者行政の更なる発展のため、関係省庁との連携を強化しつつ、本計画の推進 に全力を挙げて取り組んでまいる所存です。閣僚各位におかれましても、それぞれ の所掌において本計画に沿って施策を着実に推進していただくようお願い申し上 げます。

次に、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について申し上げます。これは、昨年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、行政・事業者・消費者が取り組むべき内容を総合的に定めるものとして、食品ロス削減推進会議で案を作成したものです。

本基本方針では、各々の主体が食品ロスの問題を我がこととして捉え、国民運動としてその削減に取り組むことを目指しています。引き続き関係省庁が密接に連携し、食品ロスが削減されるよう、閣僚各位におかれましても、御理解、御協力をお願い申し上げます。

- ○菅国務大臣:次に,財務大臣。
- ○麻生国務大臣:令和2年度予算につきましては,3月27日に成立しました。ここ に改めて各位の御協力に対し感謝申し上げます。この機会に予算の実施につきまし て,一言申し上げます。

令和2年度予算は、消費税増収分を活用した社会保障の充実や、海外発の下方リスクを乗り越えるために策定した26兆円の「総合経済対策」の実行のための「臨時・特別の措置」などを盛り込んだものです。先般の総理の御指示にもあったとおり、新型コロナウイルスの感染拡大により、世界全体で経済活動が縮小し、日本経済にも甚大な影響が及ぶ中、公共投資をはじめ、この令和2年度予算を早期に執行することにより、景気の下支えに万全を期す必要があります。

閣僚各位におかれましては、先に成立した令和元年度補正予算や、令和2年度予算の早期執行が図られるよう、よろしくお取り計らい願います。また、令和2年度補正予算につきまして、先般、総理から御指示のあった方針に沿って、速やかに編成作業を進めてまいりたいと考えておりますので、閣僚各位の御理解と御協力をお願いいたします。

- ○菅国務大臣:次に,農林水産大臣。
- ○江藤国務大臣:食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法第15条の 規定に基づき政府が策定するものであり、おおむね5年ごとに変更することとされ ております。

今回の新たな基本計画におきまして、農林水産物・食品の新たな輸出目標を掲げ、

更なる輸出拡大に取り組むとともに、規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じてまいります。また、地域を維持し、次の世代に継承していくため、農村施策を総合的に推進してまいります。

こうした施策の推進に当たりましては、農林水産省のみならず、関係府省が一体となって取り組む必要があると考えております。

また,新型コロナウイルスの発生に伴い,我が国の農業・農村の現場にも深刻な 影響が生じている中,関係閣僚の皆様におかれましては,食料・農業・農村施策の 推進に格段の御協力をお願いする次第であります。

- ○菅国務大臣:次に、総務大臣から2件御発言がございます。
- ○高市国務大臣:まず,本日,「災害時の住まい確保等に関する行政評価・監視」の結果に基づき,内閣府防災担当大臣に対して勧告を行います。

この行政評価・監視では、東日本大震災から平成30年7月豪雨までの災害のうち、半壊以上の住家被害が1,000戸以上発生した被災地などにおける被災者の住まいの確保などの実態について、地方公共団体の協力を得つつ調査し、各地の工夫した取組例などを取りまとめています。また、その際に明らかになった課題を踏まえ、応急修理に関する制度上の見直しなどについて、内閣府に対応を求めています。

被災者の住まいを確保するための支援は、多くの府省が関係しております。関係 大臣におかれては、今後の被災者支援が一層推進されるよう調査結果を御活用いた だくとともに、内閣府防災担当大臣におかれては、必要な措置を講じていただきま すようお願い申し上げます。

次に、本日、労働力調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。2月の就業者数は6、691万人と、1年前に比べ35万人の増加、完全失業者数は159万人と、1年前に比べ3万人の増加となりました。季節調整値で前月からの増減をみると、就業者数は3万人の増加、完全失業者数は2万人の増加となりました。完全失業率は2.4%と、前月と同率となり、約27年ぶりの低い水準で推移していることなどから、雇用情勢は着実に改善しています。今後、新型コロナウイルス感染症の影響を注視してまいります。

- ○菅国務大臣:次に,厚生労働大臣。
- ○加藤国務大臣:令和2年2月の有効求人倍率は,季節調整値で1.45倍と,前月を0.04ポイント下回りました。また,正社員有効求人倍率は1.05倍と,前月を0.02ポイント下回りました。なお,令和2年1月から求人票の記載項目の拡充を行っており,このことも,2月の有効求人倍率の低下に影響したものと考えています。

求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求人が求職を大幅に上回って推移していますが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要があると考えています。

今後とも、女性・若者・高齢者等の活躍推進、就職氷河期世代を始めとした正社 員就職の促進等に着実に取り組んでいきます。また、新型コロナウイルス感染症に 対しては,第2弾の緊急対応策に盛り込んだ施策を速やかに実施するとともに,雇用への影響も十分注視し,必要な対策を講じていきます。

- ○菅国務大臣:これをもちまして,閣議を終了いたします。 引き続き,閣僚懇談会を開催いたします。まず,竹本大臣
- ○竹本国務大臣:本日,内閣官房,総務省,厚生労働省,経済産業省の連名で,「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する統計データ等の提供について」,プラットフォーム事業者及び移動通信事業者等へ要請を行いますので御報告します。今般,新型コロナウイルス感染症の各地での感染状況やそのリスク等を把握し,蔓延対策を効果的に講ずるため,プラットフォーム事業者及び移動通信事業者等に対して,地域における人流やクラスターの早期発見等の感染拡大防止に資する統計データ等の政府への提供を要請します。

本取組により,新型コロナウイルスの感染拡大防止策のより効果的な実施が可能 となるものと期待しています。要請を行う各省以外で,所管する業界で活用可能と 考えられるデータがある場合は,今回の趣旨に鑑み,積極的な働きかけをお願いし ます。

- ○菅国務大臣:次に、総務大臣。
- ○高市国務大臣:総務省では、行政評価等について、来年度に取り組むべき事項を取りまとめた「令和2年度行政評価等プログラム」を決定いたしました。

令和2年度は、特に、生活者の視点も含め客観的な観点から行政の実態や課題を 把握し、行政自らの改善につなげていくことを重視して、問題意識を絞った短期集 中型の調査など計11のテーマについて調査を実施します。また、政策評価の推進 や行政相談委員との協働に取り組んでまいります。

総務省では、国民に信頼される質の高い行政の実現を目指して、各府省とともに 行政上の課題の解決を推進してまいります。各大臣の御理解と御協力をお願い申し 上げます。

- ○菅国務大臣:次に,財務大臣。
- ○麻生国務大臣: 先程の閣議で、令和2年度予算の早期執行についてお願いしたところですが、予算の執行に当たっては、効率的かつ適切に行われることも重要です。 財務省におきましては、予算が効率的・効果的に執行されているかを調査し、その結果を予算編成等に活用する予算執行調査を行っており、この度、令和2年度においては計42件の調査を実施することといたしました。

調査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しつつ、対応可能なものから順次進めてまいりますので、閣僚各位におかれましては、御理解 と御協力をよろしくお願いいたします。

- ○菅国務大臣:御発言はございますか。環境大臣。
- ○小泉国務大臣:新型コロナウイルス感染症対策の観点から、官邸での会議の持ち方については、いろいろ考えていただきたいと思います。例えば、新型コロナウイルス感染症対策本部では、テレビが入っており、総理の後ろに事務方の皆さんが肩を寄せ合って並び、横には我々閣僚がテーブルにかなり密集している様子が映ります。

これらは今後、改善はされると思いますが、ウェブ参加をどうするかといったこともあると思います。よろしくお願いいたします。

- ○菅国務大臣:内閣総理大臣。
- ○安倍内閣総理大臣:今,小泉大臣から御発言のあった会議の在り方について,新型 コロナウイルス感染症対策本部につきましては,昨日私から指示をいたしました。 私が本部長として出席しておりますので,麻生副総理は出席しない。また,半分を 代理出席とすることとしたいと思います。取材の方に対しても,現在,どういう要 請をするか調整をしていただいております。

もう一点,先ほど総務大臣,厚生労働大臣から,労働力調査結果,有効求人倍率 について御発言がありましたが,足元の数字は新型コロナウイルス感染症により相 当な悪影響を受けていると思われます。最大限の注意を払っていかなければならな いと考えております。

- ○菅国務大臣:総務大臣。
- ○高市国務大臣: ただ今の総理の御発言に関連して, 1人当たりの労働時間は, 15 分短くなっています。
- ○菅国務大臣:ほかに御発言はございますか。 無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

○一般案件

- 資料 あり の死因究明等の推進に関する業務の基本方針につい て (決定) (内閣官房・内閣府本府)
 - □農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務の 基本方針について(決定) (同上)
 - 一中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の 一部変更について(決定) (内閣府本府)
 - "○地域再生基本方針の一部変更について(決定) (同上)
 - "○総合特別区域基本方針の一部変更について (決定)(同上)
 - "○消費者基本計画について(決定) (消費者庁)

 - "○令和2年度予算執行に関する手続等について (決定) (財務省)
 - □食料・農業・農村基本計画の変更について (決定) (農林水産省)
 - 『日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに 日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」 第2条に基づく施設及び区域の一部返還,共同使 用及び追加提供について(決定) (防衛省)
 - () プロリスト等に対する資産凍結等の措置について() 了解) () 外務・財務・経済産業省)

◎国会提出案件

資料 ○平成31年及び令和元年防衛省と民間企業との間あり の人事交流に関する報告について(決定)

(防衛省)

1. 衆議院議員丸山穂高(無)提出内閣総理大臣 の記者会見に関する質問に対する答弁書につ いて(決定) (内閣官房)

- 1. 参議院議員牧山ひろえ(立憲・国民. 新緑風会・社民)提出プレミアム付商品券の活用状況に関する質問に対する答弁書について (決定) (内閣官房)
- 1. 参議院議員吉田忠智(立憲・国民. 新緑風会・ 社民) 提出コンセッション事業の特徴と課題 に関する質問に対する答弁書について (決定) (内閣府本府)
- 1. 参議院議員塩村あやか(立憲・国民. 新緑風会・社民) 提出消防団の訓練に起因する破損に対する補償に関する質問に対する答弁書について(決定) (総務省)
- 1. 衆議院議員松原仁(立国社)提出北朝鮮人権 状況決議案の提出国復帰を見送ったことに関 する質問に対する答弁書について(決定) (外務省)
- 1. 衆議院議員松原仁(立国社)提出北朝鮮旅行 販売に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
- 1. 参議院議員吉田忠智(立憲・国民. 新緑風会・ 社民) 提出諸外国における水道分野へのコン セッション事業の導入等に関する質問に対す る答弁書について(決定) (厚生労働省)
- 1. 衆議院議員長妻昭(立国社)提出航空機利用 減に伴う羽田空港発着便の新ルートに関する 質問に対する答弁書について(決定)

(国土交通省)

1. 衆議院議員阿部知子(立国社)提出東京電力 福島第一原発の汚染水処理に関する質問に対 する答弁書について(決定)

(原子力規制委員会)

1. 衆議院議員下地幹郎 (無) 提出普天間飛行場の早期移設に関する第3回質問に対する答弁書について(決定) (防衛省)

◎公布 (法律)

- 1. 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤

◎政 令

○情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対 応するための資金決済に関する法律等の一部を改 正する法律の施行期日を定める政令 (決定)

(金融庁)

- ○資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する IJ 政令 (決定) (同上)
- ○外務省組織令の一部を改正する政令 (決定) IJ (外務省)
- ○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の IJ 額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女 教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を 改正する政令(決定)
- ○土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う IJ 関係政令の整備等に関する政令(決定)

(国土交通省)

◎ 人 事

☆防衛大学校名誉教授中溝高好外117名の叙位又 は叙勲等について(決定)

◎報 告

☆官民人事交流に関する人事院の年次報告(令和元 年) について (内閣官房)

◎配 布

☆労働力調査報告

(総務省)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

(令和 2 年 3 月 31 日) (火)

◎一般案件

資料 〇円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連 邦共和国政府との間の書簡の交換について (決定) (外務省)

〔○署名あり ☆署名なし〕

準備のため

(令和 2 年 3 月 31 日) (火)

◎公布 (法律)

資料 ☆国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及なし び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律 の一部を改正する法律 (決定)

[○署名あり ☆署名なし]